

## 参考資料（４）

### 減免取扱い事項および減免実績一覧表

利用料金減免基準の設定期間は平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとしています。  
内容については、次のとおりとなっております。

施設区分 施設	免除できる場合	減額できる場合
クアドーム・展望風呂 付大広間	① 秋田市功労者等の優待に関する 条例施行規則および秋田市文化 振興条例施行規則に規定する市 の公の施設の利用に係る優待証 の贈呈を受けた者 ② 身体・知的障害者福祉更正団体が 福祉更正、健康増進活動の目的で 利用する場合 ③ 養護学校等が教育活動の目的と して利用する場合	太平山自然学習センター経由で利用し た場合 ・ 中学校 415 円を 205 円に減額 ・ 小学校 310 円を 205 円に減額
秋田市太平山スキー場	秋田市功労者等の優待に関する条例 施行規則および秋田市文化振興条例 施行規則に規定する市の公の施設の 利用に係る優待証の贈呈を受けた者	
森林学習館	秋田市功労者等の優待に関する条例 施行規則および秋田市文化振興条例 施行規則に規定する市の公の施設の 利用に係る優待証の贈呈を受けた者	
グラウンド・ゴルフ場	秋田市功労者等の優待に関する条例 施行規則および秋田市文化振興条例 施行規則に規定する市の公の施設の 利用に係る優待証の贈呈を受けた者	秋田市グラウンド・ゴルフ協会および秋 田市体育協会が主催する大会等に参加 する利用者 ・ 310 円を 155 円に減額

令和4年度の減免実績は次のとおりです。

**令和4年度利用料金の減免取り扱い事項・減免実績**

**21件 537,660円**

減免対象施設	対 象	利用料金
クアドーム・展望風呂 付大広間	①身体・知的障害者福祉更正団体、 養護学校等の利用	利用料金全額免除 (2件)
	②太平山自然学習センター経由で利 用した小中学校の利用	○中学校 通常料金 410 円を 210 円に減額 (2件、50,190円) ○小学校 通常料金 300 円を 200 円に減額 (4件、15,960円)
グラウンド・ゴルフ場	②秋田市グラウンド・ゴルフ協会お よび秋田市体育協会が主催する大会 等に参加する利用者	○大人 通常料金 310 円を 155 円に減額 (13件、471,510円)